

3. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針・誘導方針

3 立地適正化計画におけるまちづくりの方針・誘導方針

本計画では、本市が抱える優先的な課題を解決し、誰もが暮らしやすいコンパクトな市街地を形成するため、以下のとおり、まちづくりの方針、誘導方針を掲げます。

3-1 まちづくりの方針

中心市街地・郊外部・中山間それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市構造を維持しつつ、コンパクトで利便性の高い賑わいある市街地づくり

～ 好循環・連携型の都市構造の実現 ～

中心市街地・郊外部（中心部周辺、用途地域外等）・中山間における各地域特性を生かした機能の明確化・メリハリのある都市構造の維持と、地域間を連絡する公共交通の充実・強化により、市域全体での住環境を維持しながら、中心部におけるコンパクトで利便性の高い市街地づくりを目指します。

また、中心市街地では、今後の本市を担う若い世代（子育て世代中心）の更なる定住移住を促進し、賑わい創出・活性化を加速するとともに、冬期でも安全な歩行環境の確保を図ります。

3-2 誘導方針

誘導方針1 中心部の更なる賑わいの創出・活性化

- ◎十日町駅周辺における都市機能の維持・集積により、中心部の更なる賑わいを創出します。
- ◎若い世代（子育て世代中心）を中心とした施策展開による定住促進を図り、人口密度の維持を図ります。

誘導方針2 快適で暮らしやすい安全・安心な居住環境の形成

- ◎特別豪雪地帯に指定されている本市では、冬期においても住みやすい居住環境の維持を図ります。
- ◎中心市街地における生活利便性や冬期も含めた歩行環境などの向上により、快適で暮らしやすい居住環境の形成を図ります。
- ◎雪や災害に対する防災対策について、ソフト・ハードの両面から取組を進め、安全性の高い暮らしの確保を図ります。

誘導方針3 メリハリある都市構造の実現に向けた公共交通の維持・確保

- ◎中心市街地と郊外部・中山間などの地域間を連絡する公共交通の利便性の向上を図ります。
- ◎地域や年代などに関わらず、誰もが公共交通を利用しやすい環境の整備を推進します。